

宗像市学校教育基本計画後期計画に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
計画全般	<p>期間R3からR6はまさにコロナ禍の中であると思いますが「新しい生活様式への行動変容」に関することが本計画案には見当たりません。議会においても各種計画策定とコロナ対応に関しては重要なことであると執行部答弁されておられますが、仮にコロナの影響をわきに置いて計画を推進するとしても、コロナ対策に関する注釈を入れておく方が良いのではないのでしょうか？</p>	原案どおり	<p>本計画は、本市の中長期的な学校教育の目標や基本的な方向性を示すもので、年度ごとの教育方針を定める際の指針とするものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始めとする社会の様々な状況に対応し、子どもの学びの保障に取り組んでいく考えで策定しています。災害や新型コロナウイルス感染症対策等、個別に対応が必要な場合は、この考え方をもとに、本計画で示した施策を行うための対策に取り組んでいきます。</p>
計画全般	<p>コミュニティ・スクールを契機に組織改変を行い、子供たちの生きる力を育てるべく活動が可能か地域と協力できる組織が必要とも思われます。基本計画をみても今までの小中一貫とあまり変わっていないような気がします。どのような点が変わって、ポイントは何か分かるように説明していただくと市民の理解も進むと思います。また、中学生になると、地域との関りがほとんど無くなっており、受験や部活が大変だと思えますが、地域活動への参加も各学期1回実施することは、可能かと思えます。各地域のイベントの準備や運営に中学生（希望者）の出番を作ってもよいと思えます。学校教育部署と地域連携部署が、お互いの状況を理解し、協働できることが何かないかという視点で探していただけたらよい活動ができると思います。</p>	原案どおり	<p>小中一貫コミュニティ・スクールは、小中一貫教育のさらなる充実と新たに導入するコミュニティ・スクールを一体的に推進するものであり、学園運営協議会では、将来の地域・社会の担い手である子どもを中心に、学園や地域・保護者の課題を協議・共有し、その解決策を検討していくことを目指しています。</p> <p>中学生の地域との関わりについては、実際に地域をフィールドにした教育活動を実施しており、地域のイベントにボランティアとして参加している中学生もいます。学園運営協議会での協議を通して、学園・地域・家庭がお互いの状況を理解し、それぞれが子どものために何ができるかを考え、連携・協働することで、その活動を充実させていくことが重要であると考えており、市や教育委員会でも関係部署が連携し支援を行っていきたくと考えています。</p>
P9	<p>「思いをより込めた目標としました」とありますが、誰（どのような立場の方）の思いでしょうか？計画策定に様々な方々が関わられてご苦労されていることは理解していますし、子ども達への思いあふれることも感謝していますが計画の表現としては他の表現の方が良いのではないのでしょうか？</p>	原案どおり	<p>本計画は教育委員会が策定するものであり、教育委員会により目標を設定しています。学校教育の目標に向かって、教育委員会と学校が一丸となって取り組むという思いが伝わるように表現しています。</p>
P20	<p>教育相談に関して、コロナ禍もあり悩みを抱える子どもの数は増えると思われそうですが、不登校、電話が無い、保護者が自治会に加入していないなど地域と関りが無い子ども達へのフォローについて不安があります。例えば、地域の商業施設等に子どもの居場所や相談拠点を設置することはできないのでしょうか？</p>	原案どおり	<p>不登校児童生徒や様々な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、個に応じたきめ細やかな指導や支援を充実させていくとともに、様々な悩みを抱える児童生徒の相談体制についても充実を図っていく必要があると考えており、この考えをもとに本計画での施策や取組に反映しています。</p> <p>子どもの居場所や相談拠点については、頂いたご意見を踏まえ、教育政策課も含む関係課・機関と連携しながら、担当課である子ども育成課や子ども支援課において対応策を検討します。</p>

P21	<p>学校教育における目標実現のためにコミュニティ・スクールが必要とお考えのように受け取ってしまいますが、「志を持ち、自分の将来や社会の未来を創造する力」の育成はコミュニティ・スクールありきではないと私は思います。ほかにも手段はあるのではないのでしょうか？</p>	原案どおり	<p>学校教育における目標実現のためには、教育環境を整え、教育活動をより充実させることが必要であり、そのための手段として小中一貫コミュニティ・スクールが重要であると考えています。本市では、これまで取り組んできた小中一貫教育をさらに充実させ、9年間の縦のつながりを強化するとともに、コミュニティ・スクールで地域や家庭との横の連携を強化することで、一つ一つの教育施策がその効果をより発揮し、目標の実現につながると考えています。</p>
P21	<p>国が推進するコミュニティ・スクール像は宗像市の各地区の実情（学校規模、過疎地域や都市部など地域住民の地縁の濃淡など）と、必ずしも一致しないのではないのでしょうか？特に城山学園は小学校3校と中学校1校で中学校は建て替えに関する会議なども今後増えると思いますが、先生方の負担増が危惧されますがいかがでしょうか？</p>	原案どおり	<p>学校だけで子どもを育てるのではなく、社会総がかりで社会全体の子どもを育てる体制を整えていくという点で、国が推進するコミュニティ・スクールと理念はわかりません。一方で、その取組方法においては、小中一貫教育を基盤として学園ごとに学校運営協議会を設置することを含め、宗像市の学園・地域の実情や特長に応じて進めていきます。</p> <p>コミュニティ・スクールは社会総がかりで子どもを育てる仕組みです。コミュニティ・スクールの導入により、必ずしも新たな取組が義務付けられるわけではなく、学園や地域の実情に応じて、すでに行っている取組も含めて、学園・地域・保護者にとって意義があり、負担が軽減できる形を協議し、取組を見直す視点も大切であると考えています。</p>
P22	<p>コミュニティ・スクールの導入で、これまでは学校運営評議委員会で活動してきたことはありますが、自分の経験では日程調整や発表資料作りなど学校の先生の負担が多い印象を受けました。子どもの育ちを第一に考えた場合、先生の負担を増やすことは避けなければなりません。かといって地域住民も社会状況を考えると負担増は避けねばなりません。この点の矛盾をはらむ内容を「総がかり」と言い切って良いのでしょうか？先生や地域や保護者は承諾されておられるのでしょうか？</p>	原案どおり	<p>将来の地域・社会の担い手である子どもを中心に、多様な担い手により子どもの育ちを支えるため、学園や地域・保護者の課題を協議・共有し、解決策を検討していくことが学園運営協議会（コミュニティ・スクール）の役割です。コミュニティ・スクールの導入は、必ずしも新たな取組を義務付けるものではなく、学園や地域の実情に応じて、すでに行っている取組を含めて、学園・地域・保護者にとって意義があり、負担が軽減できる形を協議し、取組を見直す視点も大切であると考えています。令和4年度からの全校導入に向けてより理解を得られるよう、地域や保護者、関係者のみなさんに対して丁寧な説明に努めます。</p>
P30	<p>PTA 総会等で説明と理解協力を求めたとありますが、理解は得られたのでしょうか？承諾など得たのであれば、理解協力を求め承諾されました。と記述した方が良いと思いますがいかがでしょうか？</p>	原案どおり	<p>これまで PTA 総会等の場で説明を行ってきましたが、令和4年度からの全校導入に向けて、引き続き、コミュニティ運営協議会や関係機関、地域・保護者のみなさんへ周知していくことが重要であると考えています。</p>

<p>P39～ 40</p>	<p>P39 児童生徒の年度による結果のばらつき、P40 不登校児童生徒が年々増加しているという課題があげられています。とても重要なことで、この課題を解決することがまず優先事項であると思いますが。小中一貫コミュニティ・スクールについてはこれらの課題解決とは別問題に感じますが、もし仮に関係性があるのでしたら、その点も加筆し広く市民の皆さんにご理解を得てもらってはどうか？</p>	<p>原案どおり</p>	<p>本市では、第Ⅰ期小中一貫教育推進期から取り組んできた「中1ギャップ解消」の取組により、7年生からの新規の不登校生徒数があまり増加しておらず、不登校児童生徒数自体も全国と比較すると少ない状況です。ただし、不登校児童生徒数は全国と比較して少ないながらも増加しています。今後は、小中一貫コミュニティ・スクールで教育活動をより効果的に行い、教職員や地域・家庭を始めとする多くの大人に見守られているという安心感を高め、不登校児童生徒を生まない取組を学園が一体となって行っていきます。</p>
<p>P41</p>	<p>学校運営協議会制度を取り入れることで「小中一貫コミュニティ・スクール」へと発展させていきますとのことですが、昨今は社会状況の変化によってコミュニティやPTA 役員の担い手不足の課題や会議への出席など市民の皆さんから負担感があるとの声もあります。また、宗像市としてもコミュニティ等市民協働の担い手不足を認識している状況です（毎年のコミセン会長会議などで声が出ています）そのような状況でありますので、できるだけ市民の皆様にご理解をいただける配慮が必要と感じます。そこで学校運営協議会を取り入れる法的根拠や市民や保護者や生徒や教師がコミュニティ・スクールの実現を望んでいる事実（根拠）がございましたら、そのことも併せて記述したほうが地域住民や地元関係者の皆さん等にご理解していただきやすくなると思います。</p> <p>例えば、「文科省〇〇法を根拠とし、また〇年に全校で実施したアンケート調査及びPTA 総会の議決により「小中一貫コミュニティ・スクール」の実現を望む声が過半数を占めたことにより、学校運営協議会制度を取り入れることが決定しました。」など。いかがでしょうか？</p>	<p>一部修正</p>	<p>コミュニティ・スクールについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、教育委員会が、学校運営や必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会の設置に努めるよう規定されています。ご指摘のとおり、この法的根拠の記載がありませんでしたので、用語解説に追記します。</p> <p>国は、学校と地域がそれぞれ抱える課題を解決していく一つの手立てとして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を目指しています。また、新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程の実現」の考え方はコミュニティ・スクールにつながるものであり、全国的にもコミュニティ・スクールの導入が進んでいます。</p> <p>本市においては、第Ⅱ期小中一貫教育推進期を通して地域や家庭との連携・協働に取り組んできましたが、法改正により学園単位でのコミュニティ・スクールの設置が可能となったことから、本市が目指す小中一貫教育と地域や家庭との連携・協働をより強化して進める手段として、小中一貫・コミュニティ・スクールを導入することとし、その考え方を計画本編に盛り込んでいきます。地域住民や保護者を始めとする様々な大人が、これからの社会の担い手である子どもを育てるという当事者意識をもって子どもの育成に参画いただけるよう、しっかりと地域や保護者のみなさんに説明し、理解を求めていきます。</p>